桜島地域の空き家をお探しの方へ

【事業のご案内】

○桜島支所が紹介する空き家は、所有者が「貸してもよい」、又は「売ってもよい」という空き家の情報を提供させていただくもので、売買や賃貸手続きを仲介するものではありません。

○紹介させていただく空き家は、家屋の改修や設備の整備、また家財の処分が必要な場合もあり、相談者様が即時にご入居可能な物件とは限りません。

○ご入居に関しましては、当事者間で賃貸料の設定や改修・整備等の負担に係る協議、契約等を行っていただくこととなります。

○空き家の紹介はいたしますが、法律により当支所（市）が契約等に関与することはできません。

【契約までの手続きの流れ】

支所	・相談者の氏名、連絡先、希望地域等についてお尋ねします。 ・現時点で把握している空き家情報である「桜島地域空き家情報リスト」をお渡しします。	
↓		
	・リストを基に物件の現地確認を行ってください。 ・現地を確認したうえで、所有者との協議を希望する物件をお知らせください。	**相談者**
↓		
支所	・希望する物件の所有者の連絡先を提供します。 ※場合によっては所有者からの連絡となる場合があります。	
↓		
	・所有者と賃貸料や改修・整備、家財の処分、契約等について協議ください。 ・家屋内部の確認も所有者と日程調整のうえ行ってください。 ※<u>当事者間での協議が困難な場合は、取引に関する相談窓口である鹿児島県宅建協会（099-252-7111）や不動産会社等にご相談ください。</u>	**相談者**
↓		
支所	・所有者と協議が整った場合は、桜島支所までご連絡ください。 ・他の相談者との重複を避けるためリストから削除します。	**相談者**

桜島支所
桜島総務市民課
TEL：099－293－2346
東桜島総務市民課
TEL：099－221－2111